



Information



平成26年度景観まちづくりシンポジウム

賑わいのある美しい景観をつくりだすために

- 日時 1月25日(日)午後1時30分～4時30分
- 会場 市立図書館りぶらん多目的ホール(道場小路)
- 参加料 無料 ※要申込

■第1部 基調講演

景観まちづくりと屋外広告物

東北芸術工科大学 デザイン工学部 建築・環境デザイン学科教授 山畑信博氏

■第2部 パネルディスカッション

賑わいのある美しい景観をつくりだすために

～景観・屋外広告物で地域の魅力を高めていく～

▷コーディネーター/山畑信博氏

▷パネリスト/白河市屋外広告物のあり方検討懇談会副座長 水野谷悌子氏、(株)楽市白河

代表取締役社長 鈴木雅文氏、福島県屋外広告美術協同組合白河支部副支部長 菊地理氏、

鈴木和夫白河市長

※本庁舎まちづくり推進課および各庁舎事業課

にあるチラシでお申し込みください。

●申し込み・問い合わせ先

本庁舎まちづくり推進課 ☎@1111 内2747

/FAX@1844/Eメール machi@city.

shirakawa.fukushima.jp

市の取り組み

「福島県屋外広告物条例」は、県内全域を対象とする制度であるため、本市の景観計画の方針や各地域の景観特性と整合しない部分があります。

このため市では、白河の魅力をより高め、実情にあった広告物のルールである独自の条例づくりを進めています。

■屋外広告物のあり方検討懇談会

条例は、平成28年度からの運用を目指し、「屋外広告物のあり方検討懇談会」で策定を進めています。

この懇談会は、学識経験者や各種団体等からの推薦、公募等で選ばれた市民委員で構成され、現地確認

による広告物の現状や課題の把握、地域の実情にあった広告物のあり方や設置に関する基準等の検討を行っています。



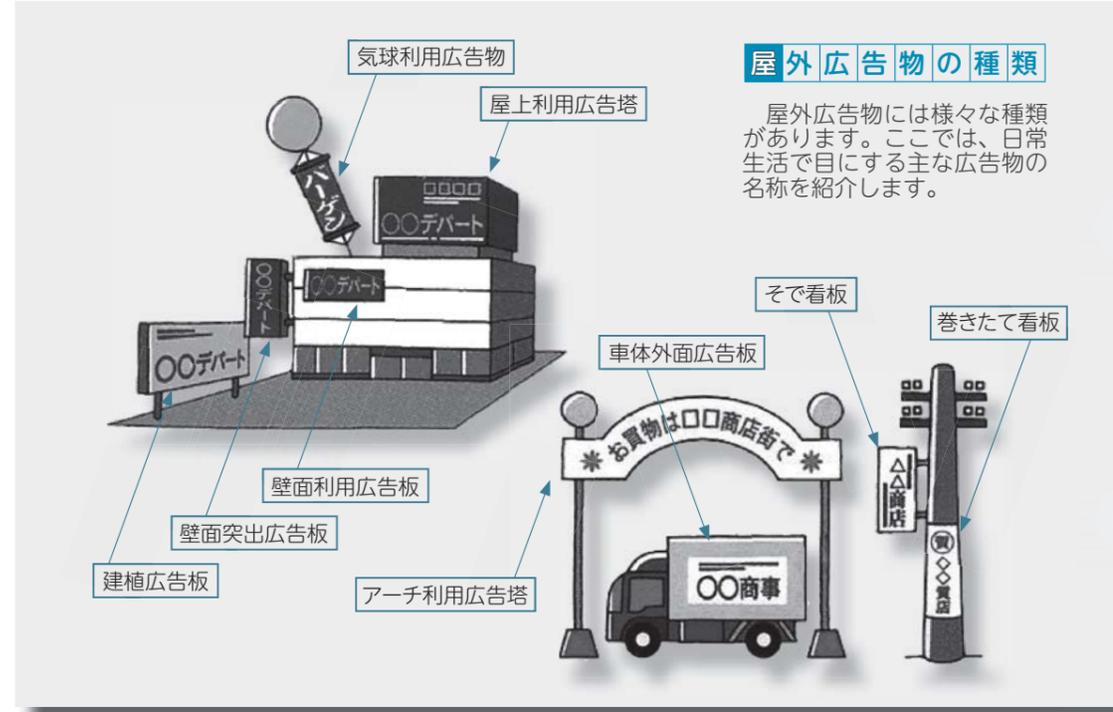
▲検討を重ねる懇談会委員の皆さん

■良好な広告物の普及・啓発

条例が施行された後は、広告物を設置する方や事業者の皆さんの広告景観に対する意識を向上させる支援などを検討し、良好な広告物の普及・啓発を推進していきます。

歴史と伝統に育まれた白河の良好な景観を後世に継承し、賑わいのある美しい景観をつくっていくために、皆様のご協力をお願いします。

☎本庁舎まちづくり推進課 ☎@1111 内2747



屋外広告物の種類

屋外広告物には様々な種類があります。ここでは、日常生活で目にする主な広告物の名称を紹介します。

屋外広告物で  
まちの魅力をUP



屋外広告物は、生活に必要な情報を提供する情報源であり、まちに賑わいや活気をもたらす役割も果たしています。その一方で、無秩序に設置されると、情報が的確に伝わらなかつたり、まちの景観を損ねたりすることにもなりかねません。今月号では、賑わいのある美しい景観をつくりだすための屋外広告物のルールや、市の取り組みをお知らせします。

屋外広告物とは

「常時または一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるもの」を屋外広告物(以下「広告物」と言います。その種類は多く、設置される場所も、建物の屋上や壁面、街路や路地、田畑などの一角、空中など様々です(上図「屋外広告物の種類」参照)。

なお、広告物には商業広告だけでなく、営利を目的としないものも含まれます。

表示や設置のルール

良好な景観の形成や公衆に対する危害防止の観点から、県では「屋外広告物法」に基づき「福島県屋外広告物条例」を制定し、広告物の表示または設置に関するルールを

適正な維持管理を

定めています。条例では、広告物を表示してはいけない地域(禁止地域)や物件(禁止物件)を定めているほか、表示しても良い地域(許可地域)にも、面積や高さ、色彩などの基準を設けています。なお、広告物を表示または設置するときは、事前に許可が必要となります。

広告物が適正に管理されていないと、落下や倒壊、あるいは道路通行上の支障となり、歩行者などに危害を及ぼす恐れがあります。

広告物を設置されている方は、定期的な点検を行うなど、適正な維持管理をお願いします。